

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、個人のメールアドレスを開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年12月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「なら・図書館に集う会の設立に関する文書及び事務局に関する文書等なら・図書館に集う会に係る文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年12月16日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ・平成28年11月22日付け報道資料「なら・図書館に集う会」の設立について
- ・「なら・図書館に集う会」設立総会（日時：平成28年11月24日（木）14時～、場所：図書情報館1F経営委員会室）に係る次第及び配付資料

（2）開示しない部分

- ア 一部の会員、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職氏名
- イ 個人のメールアドレス

（3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ 条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年3月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、非開示部分全部の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

平成29年4月4日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、非開示部分の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示しない部分は条例第7条第2号、第6号に該当しないため。

(2) 意見書

不開示の理由の一つは、個人のメールアドレスであるところ、メールアドレスが掲載されている文書は報道資料であり、報道資料は県庁ホームページの報道資料欄で広報された後（過去3年分閲覧可）、県政情報センター備付けの簿冊において報道機関に配布されたものと同じの資料を常時誰でも過去3年分閲覧できる状態になっていた。

更に、図書館職員のメールアドレスは、私用ではなく業務のために使用しているもので、問い合わせ用として報道機関だけではなく広く一般に公開されていた。公開されているからといって県の事務や事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれはない。そうであるからこそ、通常ホームページや県政情報センター内の簿冊で公開していたのである。

以上の理由から、情報公開請求において不開示にすることは適切ではなく、本件メールアドレスは開示するのが妥当と考える。

なら・図書館に集う会は経営委員会の活動停止後、開館十周年を祝う記念事業の会の後継として成立されたもので、経営委員会に変わるアドバイザー的組織であり、図書館の企画立案に関与する。事務局が内容を説明したことから、趣意書（案）、会則（案）、収支予算（案）及び事業計画（案）等は事務局を担う公務員が作成しており、設立総会も図書館の経営委員会室で行われたことから、この会は公的な色彩のきわめて強いものといえる。

また、設立総会は、個人に関する情報及び法人等に関する情報について制約がないことから、公開で行われることが会議冒頭において承認され、広報を目的として会議資料を配付の上取材のため報道機関も臨席している。報道機関の傍聴を認めたということは、会議自体を報道機関を通じて広く公開していると認められる。よって会議出席者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報にあたる。

更に、事務局以外の出席者は全て理事で、不開示に係る理事は全て役員（常任理事）である。常任理事の氏名は法人等に関する情報であるところ、なら・図書館に集う会はホームページ上で図書館情報館自らが会員募集を行っており、口座名は図書館情報館副館長名義である。法人等に関する情報を開示されたからといって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害する具体的なおそれはない。役員についてはホームページにおいて全て開示されており、一部役員はそれに加えてホームページ上で写真付きで経歴まで詳細に記載されているから一般に公開されている情報にあたる。

代理出席者は会則第11条第5項より法人会員の代表者（常任理事）として出席し議決に加わった者であるから、その氏名は公にすることが予定されている情報にあたる。

以上の理由により出席役員の氏名（代理出席者を含む）は全て開示すべきと考える。

なら・図書館に集う会は、設立に図書館が深く関与した公的な色彩のきわめて強いもので、事務局は会則（案）等の文書を作成し、会計及び出納事務や会員募集を担当する。これらの業務は公務員が執務時間内に行うから公務である。不開示の事務局員は、公務員とともに事務局を構成し公務を分掌するから、奈良県情報公開条例第7条第2号ただし書ウの公務員等にあたる。県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については原則開示であること及び行政の透明性確保の観点から公開の設立総会に事務局員として出席した不開示の者の氏名も公務員に準じて開示すべきと考える。

（3）意見書（追加）

審査請求書の審査請求の理由欄に「開示しない部分は条例第7条第2号、第6号に該当しないため」と記載されているが、不正確なので訂正する。

不開示の個人の氏名については、条例第7条第2号ただし書ア又はウに該当するため、メールアドレスについては第2号ただし書アに当たり第6号に該当しないため開示すべきとする。

特定法人の職員の氏名は、「なら・図書館に集う会」設立総会概要報告及び奈良県立図書館情報館十周年記念経営者トークのチラシにより氏名を公開されていたことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえ、不開示にならないと考える（なお、審査請求後概要報告から当該職員の氏名のみ削除されその部分はスペースとなっている）。

図書館情報館の報道資料では、平成17年11月3日の開館以来、職員のメールアドレスを記載することが慣行となっており、平成29年4月19日まで県政情報センター配架の報道資料簿冊で誰でも自由に閲覧できる運用とされてきたところ、審査請求人が本件審査請求に係る意見書に附属資料としてメールアドレスを記載した報道資料を添付したことや平成29年4月着任の図書館情報館総務企画課長（情報公開主任）がメールアドレスの公開に反対したこと等を契機に平成29年4月より図書館情報館の報道資料にメールアドレスは記載されなくなった（それに伴い、過去の報道資料は記載のメールアドレスを黒塗り処理の上公開される扱いとなった）。

現在におけるメールアドレス公開の是非はともかく、開示決定等をした平成28年12月16日時点では、図書館情報館の報道資料にはメールアドレスが記載され、

県政情報センター配架の報道資料簿冊で公開される運用であったから、本件報道資料に記載のメールアドレスは個人に関する情報であっても、現に公衆に知り得る状態に置かれていたから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえる。

実際、本件報道資料は平成28年11月22日付けであり、開示決定等が行われた平成28年12月16日や審査請求した平成29年3月5日の時点で、県政情報センター配架の報道資料で誰でも閲覧できたものであり、当時黒塗り処理されていなかった。

審査請求人は平成29年5月21日に「報道機関に配布された図書情報館の報道資料の原本若しくは起案（但し、メールアドレスの無い資料及びメールアドレスがinfoで始まる資料は除く。）」として、職員のメールアドレスが記載された図書情報館の報道資料全てを開示請求した。審査請求人はこの開示文書を閲覧し、平成24年3月から平成29年3月まで膨大な量の報道資料に職員のメールアドレスが継続して記載されていたことを確認した。

現在は報道資料に職員のメールアドレスを記載しない運用であるから、本件開示文書において記載のメールアドレスは黒塗り処理されているが、それ以前の報道資料が全て黒塗りされず公開されていたことから、これらのそれ以前の報道資料のメールアドレスも県政情報センター配架の報道資料簿冊でそのまま公開されていたことは明らかである。そうすると、これほど長期にわたり職員のメールアドレスを公開していたということは、開示決定等の時点において職員個人に対する嫌がらせ、平等な干渉によって当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあった根拠となる。よって、本件における奈良県職員のメールアドレスは条例第7条第2号ただし書アに該当し、第6号に該当しないため開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件行政文書について

なら・図書館に集う会（以下「集う会」という。）は、実施機関の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するために設立された私的な任意団体であり、図書情報館の事業に対する支援活動、講座やイベント等の事業活動等を実施している。

集う会では、法人、個人を問わず、会費を支払うことにより会員になることができるが、本会設立時には、個人の会員は存在せず、法人の会員28団体で構成されていた。

集う会の事務については、なら・図書館に集う会会則第15条に基づき、実施機関が事務局を担っており、事務局は実施機関の職員及び法人会員の職員で構成している。

実施機関は事務局を担っているため、集う会に係る文書を保有しており、本件では、集う会の設立に関する文書及び事務局に関する文書等の開示請求を受けたことから、実施機関は、本件行政文書を開示対象文書として特定した。

(2) 不開示部分について

ア 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件行政文書のうち、設立総会の資料として配布された、なら・図書館に集う会第1期会員（案）及びなら・図書館に集う会第1期役員名簿には、本会における役職、会の会員名及び会社名等が記載されており、特定法人の職員の氏名を不開示としている。

また、設立総会の資料として配付された、「なら・図書館に集う会」設立総会座席表には、会員の氏名、役職、代理出席の場合には、代理出席者の氏名、役職が記載されている。このうち特定法人の職員、法人会員の代理出席者及び事務局職員のうち法人会員の職員の氏名を不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、法人登記に登録することが義務づけられている者等、法令等で公にされることが予定されている情報ではなく、公にする慣行もないことから、本号ただし書アに掲げる情報に該当しない。またただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報のうち、一部の会員、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職氏名については、条例第7条第2号に該当すると考える。

イ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号本文は、「県の機関又は国、独立行政法人、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

本件行政文書のうち、平成28年11月22日付け報道資料（以下、単に「報道資料」という。）には、実施機関の職員のメールアドレスが、報道機関との連絡に使用するために記載されており、当該情報を不開示としている。

報道資料に記載された実施機関の職員のメールアドレスについては、職務遂行のために付与されたものであることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干

渉等がなされる、あるいは、不特定多数のものから本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該メールアドレスは条例第7条第6号の不開示情報に該当すると思われる。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

集う会は、法人、個人を問わず、会費を支払うことにより会員になることができるが、本会設立時には、個人の会員は存在せず、法人の会員28団体で構成されていた。集う会の設立総会（以下、単に「設立総会」という。）への出席者は法人会員の代表者又は当該法人が指定した者が出席することとしていたが、都合により出席がかなわない者に関しては、代理による出席を認めた。

本件決定において不開示とした一部の会員の氏名とは、特定法人の職員の氏名であり、当該氏名については、「なら・図書館に集う会第1期会員（案）」、「なら図書館に集う会第1期役員名簿」及び「なら・図書館に集う会設立総会座席表」に記載されている。

審査請求人は、「なら・図書館に集う会設立総会概要報告」（以下、単に「概要報告」という。）及び奈良県立図書情報館十周年記念経営者トーク（以下「トークイベント」という。）のチラシにより特別顧問の氏名が記載されており、設立総会には報道機関が臨席していることから、特別顧問の氏名を開示すべきである旨主張している。

概要報告には特別顧問の氏名が記載されているものの、当該記載は、出席者に係るものではなく、集う会の理事に就任する者に係る記述である。

また、設立総会における出席者及び集う会の理事の氏名については、同会の方針として、対外的に法人を代表している者及び個人事業主に限り公にすることとしていたところ、平成29年2月12日以降、集う会のホームページに理事に就任する者全ての氏名を記載した概要報告が掲載されていた。しかし、当該職員は法人登記等で記載されている、対外的に法人を代表している者に当たらないため、同年4月29日以降は、当該職員の氏名を削除した概要報告を掲載している。

そして、設立総会の取材に対応するため、実施機関では報道関係者の席を用意していたが、集う会として氏名を公にすることを予定していた者以外の者が設立総会に出席していたことから、報道機関が取材に来場した場合には、参加者を撮影しないように依頼することとしていた。そして、現に出席者の氏名を表示する名札立てを設置していなかった。

さらに、トークイベントのチラシには、特定法人の特定職員の職位と氏名が記載されているが、設立総会に出席したか否かや集う会の理事であるか否かを示す情報は当該チラシには記載しておらず、審査請求人の主張は臆測にすぎない。

次に、個人のメールアドレスについては、審査請求人は、本件で不開示としたメールアドレスは本件行政文書として特定した報道資料（以下「本件報道資料」という。）に記載されており、県のホームページに掲載される等、実施機関自らが公にしていることから開示すべきである旨主張している。

実施機関では、メールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者からのいたずらメール等が個人に集中的に送付される等、事務に支障を及ぼすおそれがあることから、報道資料には、特別に必要な場合を除き、実施機関の職員のメールアドレスを記載しないこととしている。しかし、図書館情報館においてはこの注意事項が十分伝わっておらず、本件報道資料に図書館情報館の職員のメールアドレスが記載されていたものである。本件報道資料は、平成28年11月22日以降、実施機関のホームページに掲載されていたところ、図書館情報館職員が注意事項を把握し、平成29年4月20日にホームページへの掲載等を中止している。

以上のことから、原処分は妥当であると考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

集う会は、図書館情報館の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するという趣旨に賛同した法人、団体及び個人の会員で構成する任意団体である。集う会は、その事業収入及び会員の会費収入で運営しており、図書館情報館職員及び法人会員の従業員が事務局を構成している。

本件行政文書は、集う会の設立及び設立総会開催を周知するための報道資料及び設立総会の際に出席者に配布した資料である。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、一部の会員、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職氏名が条例第7条第2号に、個人のメールアドレスが条例第7条第6号に該当すると主張している。

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏

名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 一部の会員の氏名について

一部の会員の氏名は、設立総会で会員に配付された「なら・図書館に集う会第1期会員（案）」及び設立総会に係る座席表に記載された、特定法人の職員の氏名であることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、設立総会に報道機関が臨席していることから、当該職員の氏名について開示すべきである旨主張している。

この点について、実施機関は、設立総会には報道機関の臨席はなかったが、設立総会の出席者に、集う会として公にする方針であった者以外の者が含まれていたことから、報道機関による取材があった場合には、出席者を撮影しないように依頼することとしていた旨説明している。また、設立総会に臨席を希望する者がいた場合であっても、会員名簿の配布は予定しておらず、設立総会の出席者の氏名を表示する名札立ても設置していなかったとも説明しており、これらの実施機関の説明について、特段の不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

また、審査請求人は、当該職員の氏名が概要報告に記載され、県のホームページに掲載されていたことから、当該職員の氏名を開示すべき旨主張している。

この点、実施機関は、集う会では、設立総会の出席者及び同会の理事の氏名については、対外的に法人を代表する者及び個人事業主に限り公にする方針としていたところ、対外的に法人を代表する者に当たらない、当該職員の氏名が記載された議事概要が、平成29年2月12日から、集う会のホームページに掲載されていたことから、同年4月29日に議事概要から当該職員の氏名を削除し、その後開催した集う会の総会の議事概要においては、当該氏名は記載していない旨説明している。

そうすると、本件決定が行われた平成28年12月16日時点においては、当該職員の氏名が記載された議事概要は、公にされていなかったと認められる。

また、条例第7条第2号本文に該当する情報が、慣行として公にされているか、又は慣行として公にされる予定であるか否かについては、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、当該事例は慣行には当たらないと解されている。

本件においては、集う会として、設立総会の出席者及び同会の理事の氏名について、対外的に法人を代表する者及び個人事業主に限り公にする方針であったところ、一時的に当該職員の氏名が記載された議事概要が集う会のホームページに

掲載されたにすぎないこと、その後開催された集う会の総会の議事概要には当該職員の氏名は記載されていないことを考慮すると、当該職員の氏名が議事概要に掲載されていたことをもって、当該氏名が慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているとまでは認められない。

また、設立総会に出席した者の氏名は法令等の規定により公にすることが予定されている情報とは認められない。

さらに、審査請求人は、トークイベントのチラシに特定法人の特定職員の氏名が掲載されていることから、本件で不開示としている特定法人の職員の氏名を開示すべきであると主張するが、トークイベントは、集う会が設立される以前に開催されたものであり、トークイベントの出席者が設立総会に出席するとは限らない。

これらのことから、当該職員の氏名は同号ただし書アに該当しないと認めざるを得ない。

以上のことから、本件不開示情報のうち、一部の会員の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職及び氏名

代理出席者及び事務局職員（公務員を除く）（以下「代理出席者等」という。）の職及び氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

代理出席者等は、民間企業又は民間団体の従業員である。代理出席者等の氏名については、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、代理出席者等の職及び氏名は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報のうち、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職及び氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

個人のメールアドレスは、実施機関の職員のメールアドレスであり、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

次に同号後段該当性について検討する。

審査請求人は、当該メールアドレスについて、本件決定時点において、図書情報館の報道資料として、県のホームページに掲載される等公にされていた情報であり、同号の不開示情報に当たらない旨主張している。

この点について、実施機関は、職員のメールアドレスは、公にすることにより、いたずらメール等が送付される等、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあるた

め報道資料に掲載しないこととしているところ、その徹底が不十分であったため、平成28年11月22日以降、職員のメールアドレスが記載された本件報道資料を実施機関のホームページに掲載し、平成29年4月20日にホームページから削除したと説明している。

一般に、職員のメールアドレスは、公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

しかし、本件においては、本件決定時点において本件報道資料に記載された職員のメールアドレスが公にされており、約5か月間という長期に亘って掲載され続けていたことを考慮すると、当該メールアドレスを公にすることによって、新たに事務支障が生じるおそれがあるとは認められない。

これらのことから、本件不開示情報のうち、職員のメールアドレスは条例第7条第6号後段に該当しない。

以上のことから、職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 4月 4日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成29年 5月10日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成30年 6月27日	・ 審査請求人から意見書（追加）の提出を受けた。
平成30年10月26日 （第224回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成30年11月28日 （第225回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。
平成30年12月27日 （第226回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成31年 1月31日 （第227回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成31年 2月19日 （第228回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成31年 3月28日 （第229回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 5月31日 （第230回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年 6月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	